| 主眼事項 | 着　眼　点・根拠法令等 | 確認文書 | 結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１ 基本方針 | **◆法第21条の５の18** |  |  |
|  | (1) 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（指定医療型児童発達支援）の事業を行う者（指定医療型児童発達支援事業者）は、当該指定医療型児童発達支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定医療型児童発達支援の提供に努めているか。**◆平24厚令15第３条第２項** | 運営規程個別支援計画ケース記録 | □適□否 |
|  | (2) 指定医療型児童発達支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。**◆平24厚令15第３条第３項** | 運営規程個別支援計画ケース記録福祉サービスを提供する者等との連携に努めていることが分かる書類 | □適□否⇒「事業者と関係機関等との連携」は、第４の10にあり |
|  | (3) 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 **◆平24厚令15第３条第４項** | 運営規程研修計画、研修実施記録虐待防止関係書類体制の整備をしていることがわかる書類 | □適□否⇒「身体拘束等の禁止」は第４の35に、「虐待等の禁止」は第４の36にあり |
|  | (4) 指定医療型児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとなっているか。**◆平24厚令15第55条****条例第57条** | 運営規程個別支援計画ケース記録 | □適□否⇒「指導、訓練等」については、第４の20にあり |
| 第２ 人員に関する基準 | **◆法第21条の５の19第１項****◎解釈通知第四の１****条例第58条** |  |  |
| １ 従業員の員数 | (1) 指定医療型児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所（指定医療型児童発達支援事業所）に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。一 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者　同法に規定する診療所として必要とされる数二 児童指導員　１以上三　保育士　１以上四　看護職員　１以上五　理学療法士又は作業療法士　１以上六　児童発達支援管理責任者　１以上**◆平24厚令15第56条第１項****規則第12条第１項** | 勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）以下(3)まで同じ | □適□否定員　　　　名診療所としての従業者　　　　　名児童指導員　　名保育士　　　　名看護職員　　　名理学療法士　　名作業療法士　　名児童発達支援管理責任者　　　　名 |
|  | (2) (1)の各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員が置かれているか。**◆平24厚令15第56条第２項** | (1)に同じ | □適□否機能訓練担当職員　　　　　　　名□該当なし |
|  | (3) (1)及び(2)に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者となっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）**◆平24厚令15第56条第３項****規則第12条第２項** | (1)に同じ | □適□否□該当なし |
| ２ 管理者 | 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。（ただし、指定医療型児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定医療型児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）**◆平24厚令15第57条(第７条準用)****条例第59条(第８条準用)** | 管理者の雇用形態がわかる書類勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表 | □適□否 |
| 第３ 設備に関する基準 | **◆法第21条の５の19第２項****◎解釈通知第四の２** |  |  |
|  | (1) 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとなっているか。　一　医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。　二　指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。　三　浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。**◆平24厚令15第58条第１項****条例第60条第１項** | 平面図設備・備品等一覧表【目視】 | □適□否□診療所の設備□指導訓練室□屋外訓練場□相談室□調理室□浴室□便所 |
|  | (2) 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしているか。**◆平24厚令15第58条第２項****条例第60条第２項** | 平面図【目視】 | □適□否 |
|  | (3) (1)に規定する設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(1)の一号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。）**◆平24厚令15第58条第３項****条例第60条第３項** | 平面図設備・備品等一覧表【目視】 | □適□否 |
| 第４ 運営に関する基準 | **◆法第21条の５の19第２項****◎解釈通知第四の３** |  |  |
| １ 利用定員 | 　指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上となっているか。**◆平24厚令15第59条****条例第61条****◎解釈通知第四の３(1)**　 | 運営規程利用者数がわかる書類（利用者名簿等） | □適□否⇒定員　　名 |
| ２ 内容及び手続　の説明及び同意 | (1) 指定医療型児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定医療型児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（利用申込者）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、27に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定医療型児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。　**◆平24厚令15第64条(第12条第１項準用)****条例第66条(第13条第１項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(2)参照)**指定医療型児童発達支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定医療型児童発達支援事業所の・運営規程の概要・従業者の勤務体制・事故発生時の対応・苦情解決の体制・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該利用申込者の同意を得なければならない。 | 重要事項説明書利用契約書（保護者の署名捺印） | □適□否 |
|  | (2) 指定医療型児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。**◆平24厚令15第64条(第12条第２項準用)****条例第66条(第13条第２項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(2)参照)**使用申込者との間で当該指定医療型児童発達支援の提供に係る契約が成立したときは、障害児の心身の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第１項の規定に基づき、①当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地②当該事業経営者が提供する指定医療型児童発達支援の内容③当該指定医療型児童発達支援の提供につき通所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項④指定医療型児童発達支援の提供開始年月日⑤指定医療型児童発達支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。　なお、利用申込者の承諾を得た場合には、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。 | 重要事項説明書利用契約書（保護者の署名捺印）その他保護者に交付した書面 | □適□否 |
| ３ 契約支給量の報告等 | (1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供するときは、当該指定医療型児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定医療型児童発達支援の量（(2)において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（(3)及び(4)において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。**◆平24厚令15第64条(第13条第１項準用)****条例第66条(第14条第１項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(3)①参照)** | 受給者証の写し | □適□否 |
|  | (2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。**◆平24厚令15第64条(第13条第２項準用)****条例第66条(第14条第２項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(3)②参照)** | 受給者証の写し契約内容報告書 | □適□否 |
|  | (3) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。**◆平24厚令15第64条(第13条第３項準用)****条例第66条(第14条第３項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(3)③参照)** | 契約内容報告書 | □適□否 |
|  | (4) 指定医療型児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について(1)から(3)に準じて取り扱っているか。**◆平24厚令15第64条(第13条第４項準用)****条例第66条(第14条第４項準用)** | 受給者証の写し契約内容報告書 | □適□否□該当なし |
| ４ 提供拒否の禁止 | 　指定医療型児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定医療型児童発達支援の提供を拒んでいないか。**◆平24厚令15第64条(第14条準用)****条例第66条(第15条準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(4)参照)**提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは、　①当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合　②入院治療の必要がある場合　③当該指定医療型児童発達支援事業所が提供する指定医療型児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定医療型児童発達支援を提供することが困難な場合等である。　なお、支援の不十分さを伝え利用申込者から断らせる等、実質的に障害の程度等により提供を拒否する場合は正当な理由には当たらない。 | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| ５　連絡調整に対する協力 | 　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者）が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。**◆平24厚令15第64条(第15条準用)****条例第66条(第16条準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(5)参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| ６　サービス提供困難時の対応 | 　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定医療型児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定医療型児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。**◆平24厚令15第64条(第16条準用)****条例第66条(第17条準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(6)参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| ７　受給資格の確認 | 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。**◆平24厚令15第64条(第17条準用)****条例第66条(第18条準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(7)参照)** | 受給者証の写し | □適□否□該当なし |
| ８　障害児通所給付費の支給の申請に係る援助 | (1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。**◆平24厚令15第64条(第18条第１項準用)****条例第66条(第19条第１項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(8)①参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。**◆平24厚令15第64条(第18条第２項準用)****条例第66条(第19条第２項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(8)②)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| ９　心身の状況等の把握 | 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。**◆平24厚令15第64条(第19条準用)****条例第66条(第20条準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(9)参照)** | アセスメント記録ケース記録 | □適□否□該当なし |
| 10　指定障害児通所支援事業者等との連携等 | (1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。**◆平24厚令15第64条(第20条第１項準用****条例第66条(第21条第１項準用)** | 個別支援計画ケース記録 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。**◆平24厚令15第64条(第20条第２項準用)****条例第66条(第21条第２項準用)** | 個別支援計画ケース記録 | □適□否□該当なし |
| 11　サービス提供の記録 | (1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、当該指定医療型児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定医療型児童発達支援の提供の都度、記録しているか。**◆平24厚令15第64条(第21条第１項準用)****条例第66条(第22条第１項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(10)①参照)** | サービス提供の記録 | □適□否 |
|  | (2) 指定医療型児童発達支援事業者は、(1)の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定医療型児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。**◆平24厚令15第64条(第21条第２項準用)****条例第66条(第22条第２項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(10)②参照)** | サービス提供の記録 | □適□否 |
| 12　指定医療型児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | (1) 指定医療型児童発達支援事業者が、指定医療型児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。**◆平24厚令15第64条(第22条第１項準用)****条例第66条(第23条第１項準用)****◎解釈通知第四の３(&)(第三の３(11)参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
|  | (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。（ただし、13(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。）**◆平24厚令15第64条(第22条第２項準用)****条例第66条(第23条第２項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(11)参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 13　通所利用者負担額の受領 | (1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。**◆平24厚令15第60条第１項****条例第62条第１項****◎解釈通知第四の３(2)①(第三の3の(12)の①参照)**　 | 請求書領収書以下(3)まで同じ | □適□否 |
|  | (2) 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる費用の額の支払を受けているか。　一　当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額　二　当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第２項第１号に規定する食事療養をいう。）を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額**◆平24厚令15第60条第２項****条例第62条第２項、規則第13条第１項****◎解釈通知第四の３(2)②** | (1)に同じ | □適□否 |
|  | (3) 指定医療型児童発達支援事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。一　食事の提供に要する費用二　日用品費三　前二号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの**◆平24厚令15第60条第３項****条例第62条第３項　規則第13条第２項****◎解釈通知第四の３(2)③** | (1)に同じ | □適□否 |
|  | (4) (3)第一号に掲げる費用については、平成24年厚生労働省告示第231号「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針」に定めるところによるものとなっているか。**◆平24厚令15第60条第４項　平24厚告231** | 請求書領収書重要事項説明書 | □適□否 |
|  | (5) 指定医療型児童発達支援事業者は、(1)から(3)までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。**◆平24厚令15第60条第５項****条例第62条第４項****◎解釈通知第四の３(2)④** | 領収書 | □適□否□該当なし |
|  | (6) 指定医療型児童発達支援事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。**◆平24厚令15第60条第６項****条例第62条第５項****◎解釈通知第四の３(2)⑤** | 重要事項説明書 | □適□否□該当なし |
| 14　通所利用者負担額に係る管理 | 　指定医療型児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定医療型児童発達支援事業者が提供する指定医療型児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定医療型児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（通所利用者負担額合計額）を算定しているか。この場合において、当該指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。**◆平24厚令15第64条(第24条準用)****条例第66条(第25条準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(13)参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 15　障害児通所給付費の額に係る通知等 | (1) 指定医療型児童発達支援事業者は、13(2)の法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しているか。**◆平24厚令15第61条第１項****条例第63条第１項****◎解釈通知第四の３(3)①** | 通知の写し | □適□否□該当なし |
|  | (2) 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。**◆平24厚令15第61条第２項****条例第63条第２項****◎解釈通知第四の３(3)②** | サービス提供証明書の写し | □適□否□該当なし |
| 16　指定医療型児童発達支援の取扱方針 | (1) 指定医療型児童発達支援事業者は、医療型児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定医療型児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。**◆平24厚令15第64条(第26条第１項準用)****条例第66条(第27条第１項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(15)①参照)**適切な支援の提供に当たっては、児童発達支援ガイドライン(平成29年7月24日障発0724第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を参考にすることが望ましい。 | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (2) 指定医療型児童発達支援事業所の従業者は、指定医療型児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。**◆平24厚令15第64条(第26条第２項準用)****条例第66条(第27条第２項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(15)②参照)**支援上必要な事項とは、通所支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含む。 | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (3) 指定医療型児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。**◆平24厚令15第64条(第26条第３項)準用****条例第66条(第27条第３項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(15)③参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| 17　医療型児童発達支援計画の作成等 | (1) 指定医療型児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定医療型児童発達支援に係る通所支援計画（医療型児童発達支援計画）の作成に関する業務を担当させているか。**◆平24厚令15第64条(第27条第１項準用)****条例第66条(第28条第１項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(16)①参照)** | 個別支援計画児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類 | □適□否支援計画作成者( ) |
|  | (2) 児童発達支援管理責任者は、医療型児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。**◆平24厚令15第64条(第27条第２項準用)****条例第66条(第28条第２項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(16)①参照)**児童発達支援計画には、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達の具体的内容（行事や日課等も含む）、指定児童発達支援を提供する上での留意事項等記載すること。なお、児童発達支援計画の様式については、指定事業所毎に定めるもので差し支えない。また、児童発達支援計画は、障害児の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行うとともに、指定障害児相談支援事業者等が作成した障害児支援利用計画を踏まえて、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。 | 個別支援計画アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録 | □適□否 |
|  | (3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。**◆平24厚令15第64条(第27条第３項準用)****条例第66条(第28条第３項準用)** | アセスメントを実施したことが分かる記録面接記録 | □適□否 |
|  | (4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定医療型児童発達支援の具体的内容、指定医療型児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した医療型児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定医療型児童発達支援事業所が提供する指定医療型児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて医療型児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。**◆平24厚令15第64条(第27条第４項準用)****条例第66条(第28条第４項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(16)②参照)** | 個別支援計画の原案他サービスとの連携状況が分かる書類 | □適□否 |
|  | (5) 児童発達支援管理責任者は、医療型児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定医療型児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、医療型児童発達支援計画の原案について意見を求めているか。**◆平24厚令15第64条(第27条第５項準用)****条例第66条(第28条第５項準用)****規則第15条(第７条第１項準用)****◎解釈通知第四の3(6)(第三の３(16)②ア参照)** | サービス担当者会議の記録 | □適□否 |
|  | (6) 児童発達支援管理責任者は、医療型児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該医療型児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。**◆平24厚令15第64条(第27条第６項準用)****条例第66条(第28条第６項準用)****◎解釈通知第四の3(6)(第三の３(16)②イ参照)** | 個別支援計画（保護者の署名捺印） | □適□否 |
|  | (7) 児童発達支援管理責任者は、医療型児童発達支援計画を作成した際には、当該医療型児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。**◆平24厚令15第64条(第27条第７項準用)****条例第66条(第28条第７項準用)****◎解釈通知第四の3(6)(第三の３(16)②ウ参照)** | 保護者に交付した記録個別支援計画（保護者の署名捺印） | □適□否 |
|  | (8) 児童発達支援管理責任者は、医療型児童発達支援計画の作成後、医療型児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。モニタリング）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも６月に１回以上、医療型児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該医療型児童発達支援計画の変更を行っているか。**◆平24厚令15第64条(第27条第８項準用)****条例第66条(第28条第８項準用)****◎解釈通知第四の3(6)(第三の３(16)②エ参照)** | 個別支援計画アセスメント及びモニタリングに関する記録 | □適□否 |
|  | (9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。一　定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。二　定期的にモニタリングの結果を記録すること。**◆平24厚令15第64条(第27条第９項準用)****条例第66条(第28条第９項準用)****規則第15条(第７条第２項準用)** | モニタリング記録面接記録 | □適□否 |
|  | (10) 医療型児童発達支援計画の変更については、(2)から(7)までの規定に準じて行っているか。**◆平24厚令15第64条(第27条第10項準用)****条例第66条(第28条第10項準用)** | (2)から(7)に掲げる確認資料 | □適□否□該当なし |
| 18　児童発達支援管理責任者の責務 | 　児童発達支援管理責任者は、17に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。一　19に規定する相談及び援助を行うこと。二　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。**◆平24厚令15第64条(第28条準用)****条例第66条(第29条準用)****規則第15条(第８条準用)****◎解釈通知第四の3(6)(第三の３(17)①②参照)** | 相談及び援助を行っていることが分かる書類(ケース記録等)他の従業者に指導及び助言した記録 | □適□否 |
| 19　相談及び援助 | 　指定医療型児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。**◆平24厚令15第64条(第29条準用)****条例第66条(第30条準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(18)参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| 20　指導、訓練等 | (1) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。**◆平24厚令15第64条(第30条第１項準用)****条例第66条(第31条第１項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(19)①参照)** | 個別支援計画サービス提供の記録業務日誌等以下(3)まで同じ | □適□否 |
|  | (2) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。**◆平24厚令15第64条(第30条第２項準用)****条例第66条(第31条第２項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(19)①参照)** | (1)に同じ | □適□否 |
|  | (3) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。**◆平24厚令15第64条(第30条第３項準用)****条例第66条(第31条第３項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(19)①参照)** | (1)に同じ | □適□否 |
|  | (4) 指定医療型児童発達支援事業者は、常時１人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。**◆平24厚令15第64条(第30条第４項準用)****条例第66条(第31条第４項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(19)②参照)** | 勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表 | □適□否 |
|  | (5) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定医療型児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。**◆平24厚令15第64条(第30条第５項準用)****条例第66条(第31条第５項準用)** | 従業者名簿雇用契約書個別支援計画サービス提供の記録業務日誌等 | □適□否 |
| 21　食事 | (1) 指定医療型児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。(4)において同じ。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。**◆平24厚令15第64条(第31条第１項準用)****条例第66条(第32条第１項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(20)参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 食事は、(1)の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。**◆平24厚令15第64条(第31条第２項準用)****条例第66条(第32条第２項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(20)参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
|  | (3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。**◆平24厚令15第64条(第31条第３項準用)****条例第66条(第32条第３項準用)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
|  | (4) 指定医療型児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。**◆平24厚令15第64条(第31条第４項準用)****条例第66条(第32条第４項準用)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 22　社会生活上の便宜の供与等 | (1) 指定医療型児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。**◆平24厚令15第64条(第32条第１項準用)****条例第66条(第33条第１項)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(21)①参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (2) 指定医療型児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。**◆平24厚令15第64条(第32条第２項準用)****条例第66条(第33条第２項準用)****◎解釈通知第第四の３(6)(三の３(21)②参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| 23　健康管理 | (1) 指定医療型児童発達支援事業者は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも１年に２回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行っているか。**◆平24厚令15第64条(第33条第１項準用)****条例第66条(第34条第１項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(22)①参照)**障害児の健康管理の把握に努め、医師、又は看護師等その他適切な者を健康管理の責任者とし、障害児の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じること。 | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
|  | (2) (1)の指定医療型児童発達支援事業者は、(1)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定医療型児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。

|  |  |
| --- | --- |
| 児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断 | 通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断 |
| 障害児が通学する学校における健康診断 | 定期の健康診断又は臨時の健康診断 |

**◆平24厚令15第64条(第33条第２項準用)****条例第66条(第34条第２項準用)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
|  | (3) 指定医療型児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払っているか。**◆平24厚令15第64条(第33条第３項準用)****条例第66条(第34条第３項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(22)②参照)**従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきことを規定し、特に障害児の食事の準備等にあたり注意を払うこと。 | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 24　緊急時等の対応 | 指定医療型児童発達支援事業所の従業者は、現に指定医療型児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。**◆平24厚令15第64条(第34条準用)****条例第66条(第35条準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(23)参照)** | 緊急時対応マニュアルケース記録事故等の対応記録 | □適□否□該当なし |
| 25　通所給付決定保護者に関する市町村への通知 | 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。**◆平24厚令15第62条****条例第64条****◎解釈通知第四の３(4)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 26　管理者の責務 | (1) 指定医療型児童発達支援事業所の管理者は、当該指定医療型児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。**◆平24厚令15第64条(第36条第１項準用)****条例第66条(第37条第１項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(25)参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (2) 指定医療型児童発達支援事業所の管理者は、当該指定医療型児童発達支援事業所の従業者に平成24年厚生労働省令第15号第３章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。**◆平24厚令15第64条(第36条第２項準用)****条例第66条(第37条第２項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(25)参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| 27　運営規程 | 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。一　事業の目的及び運営の方針二　従業者の職種、員数及び職務の内容三　営業日及び営業時間四　利用定員五　指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額六　通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）七　サービスの利用に当たっての留意事項八　緊急時等における対応方法九　非常災害対策十　虐待の防止のための措置に関する事項十一　その他運営に関する重要事項**◆平24厚令15第63条****条例第65条　規則第14条****◎解釈通知第四の３(5)(第三の３(26)①参照)**上記二「従業員の員数」は、日々変わりうるものであるため、規程を定めるに当たっては、基準第５条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。**◎解釈通知第四の３(5)(第三の３(26)②参照)**四「利用定員」は、指定児童発達支援事業所において、同時に指定児童発達支援の提供を受けることができる障害児の数の上限をいう。なお、複数の指定児童発達の単位が設置されている場合にあっては、当該指定児童発達支援の単位ごとに利用定員を定める必要がある。基準第11条に規定する「利用定員」とは異なる概念である。**◎解釈通知第四の３(5)(第三の３(26)③参照)**五「指定児童発達支援の内容」については、指導、訓練の内容はもとより、行事及び日課等のサービスの内容を指すものである。「通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額」とは、支払を受けることが認められている費用の種類及びその額を指す。**◎解釈通知第四の３(5)(第三の３(26)④参照)**六「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない。また、障害の程度等により自ら通所することが困難な障害児に対しては、円滑な指定児童発達支援の利用が図られるよう、指定児童発達支援事業所が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があるが、障害児の自立能力の獲得を妨げないようにしなければならない。**◎解釈通知第四の３(5)(第三の３(26)⑤参照)**七「サービスの利用に当たっての留意事項」は、障害児が指定児童発達支援の提供を受ける際に、障害児及び通所給付決定保護者が留意すべき事項（設備の利用上の留意事項等）を指すものである。**◎解釈通知第四の３(5)(第三の３(26)⑥参照)**九「非常災害対策」は、基準第40条に規定する非常災害対策に関する具体的計画を指すものである。**◎解釈通知第四の３(5)(第三の３(26)⑧参照)**十「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)において、障害児虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定児童発達支援においても、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、ア虐待防止に関する責任者の設置イ苦情解決体制の整備ウ準業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施(研修方法や研修計画など)エ基準第45条第2項第1号の虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止委員会」)の設置等に関すること　等を指すものである。**◎解釈通知第四の３(5)(第三の３(26)⑨参照)**上記のほか、苦情解決の体制等施設の運営に関する事項を定めておくことが望ましい。 | 運営規程 | □適□否 |
| 28　勤務体制の確保等 | (1) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定医療型児童発達支援を提供することができるよう、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。**◆平24厚令15第64条(第38条第１項準用)****条例第66条(第39条第１項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(27)①参照)**指定指導発達支援事業所ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にすること。 | 従業者の勤務表 | □適□否 |
|  | (2) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、当該指定医療型児童発達支援事業所の従業者によって指定医療型児童発達支援を提供しているか。（ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。）**◆平24厚令15第64条(第38条第２項準用)****条例第66条(第39条第２項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(27)②参照)**　指定児童発達支援事業者は、原則として当該事業の従業者によって指定児童発達支援を提供すべきであるが、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認める。 | 勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類 | □適□否□該当なし |
|  | (3) 指定医療型児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。**◆平24厚令15第64条(第38条第３項準用)****条例第66条(第39条第３項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(27)③参照)**研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。 | 研修計画、研修実施記録 | □適□否 |
|  | (4) 指定医療型児童発達支援事業者は、適切な指定医療型児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。**◆平24厚令15第64条(第38条第４項準用)****条例第66条(第39条第４項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(27)④参照)**雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第11条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第30条の２第１項の規定に基づき、指定児童発達支援事業者には、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務付けられていることを踏まえ、規定したものである。指定児童発達支援事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定児童発達支援事業者が講じることが望ましい取組については、解釈通知を確認のこと。なお、セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、保護者等から受けるものも含まれることに留意すること。 | 就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類 | □適□否 |
| 29　業務継続計画 の策定等 | (1) 指定医療型児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定医療型児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。**◆平24厚令15第64条(第38条の２第１項準用)****条例第66条(第39条の２第１項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(28)①参照)**業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第38条の２に基づき指定指導発達支援事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。**◎解釈通知第三の３(28)②参照**業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。ア　感染症に係る業務継続計画a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)b 初動対応c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)イ　災害に係る業務継続計画a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必需品の備蓄等)b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)c 他施設及び地域との連携※業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用については、令和３年から３年間の経過措置が設けられており、令和６年３月３１日までは努力義務となっている。 | 業務継続計画 | □適□否 |
|  | (2) 指定医療型児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。**◆平24厚令15第64条(第38条の２第２項準用)****条例第66条(第39条の２第２項準用)****◎解釈通知第三の３(28)③参照**研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年１回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。**◎解釈通知第三の３(28)④参照**訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定児童発達支援事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的(年１回以上)に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。※令和６年３月３１日までは努力義務 | 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 | □適□否 |
|  | (3) 指定医療型児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。**◆平24厚令15第64条(第38条の２第３項準用)****条例第66条(第39条の２第３項準用)**※令和６年３月３１日までは努力義務 | 業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類 | □適□否 |
| 30　定員の遵守 | 指定医療型児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定医療型児童発達支援の提供を行っていないか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。）**◆平24厚令15第64条(第39条準用)****条例第66条(第40条準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(29)参照)** | 運営規程利用者数が分かる書類（利用者名簿等） | □適□否利用者数　　　名利用定員　　　名指導訓練室定員　　名 |
| 31　非常災害対策 | (1) 指定医療型児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。**◆平24厚令15第64条(第40条第１項準用)****条例第66条(第41条第１項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(30)①参照)**非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならない。**◎解釈通知第三の３(30)②参照**「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和23年法律第186号)その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない**◎解釈通知第三の３(30)③参照**「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第６号)第３条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。**◎解釈通知第三の３(30)④参照**「関係機関への通報及び連絡体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。 | 非常火災時対応マニュアル（対応計画）運営規程通報・連絡体制消防用設備点検の記録 | □適□否 |
|  | (2) 指定医療型児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。**◆平24厚令15第64条(第40条第２項準用)****条例第66条(第41条第２項準用)** | 避難訓練の記録消防署への届出 | □適□否 |
|  | (3) 指定医療型児童発達支援事業者は、(2)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。**◆平24厚令15第64条(第40条第３項準用)****条例第66条(第41条第３項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(30)⑤参照)** | 地域住民が訓練に参加していることが分かる書類 | □適□否 |
| 32　衛生管理等 | (1) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。**◆平24厚令15第64条(第41条第１項準用)****条例第66条(第42条第１項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(31)①参照)**従業者が感染源になることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じることを規定したものであり、このほか次の点に留意すること。ア　指定児童発達支援事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つことイ　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき適切な措置を講じることウ　空調設備等により施設内の適温の確保に努めること | 衛生管理に関する書類 | □適□否 |
|  | (2) 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。①　当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。**◆平24厚令15第64条(第41条第２項第1号準用)****条例第66条(第42条第２項準用)****規則第15条(第９条の２準用)****◎解釈通知第三の３(31)②ア参照** | 衛生管理に関する書類委員会議事録 | □適□否 |
|  | ②　当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。**◆平24厚令15第64条(第41条第２項第2号準用)****条例第66条(第42条第２項準用)****規則第15条(第９条の２準用)****◎解釈通知第三の３(31)②イ参照** | 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 | □適□否 |
|  | ③　当該指定医療型児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。**◆平24厚令15第64条(第41条第２項第3号準用)****条例第66条(第42条第２項準用)****規則第15条(第９条の２準用)****◎解釈通知第三の３(31)②ウ、エ参照**※令和６年３月31日までは努力義務 | 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 | □適□否 |
| 33　掲示 | 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定医療型児童発達支援事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定医療型児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。**◆平24厚令15第64条(第43条第１項、第２項準用)****条例第66条(第44条第１項、第２項準用)****◎解釈通知第四の3(6)(第三の３(33)①②参照)**指定児童発達支援事業者は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、次に掲げる点に留意し、掲示しなければならない。ア　指定児童発達支援事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことである。イ　従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することは不要 | 事業所の掲示物又は備え付け閲覧物 | □適□否 □掲示 □閲覧 |
| 34　身体拘束等の禁止 | (1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。**◆平24厚令15第64条(第44条第１項準用)****条例第66条(第45条第１項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(34)①参照)** | 個別支援計画身体拘束等に関する書類 | □適□否 |
|  | (2) 指定医療型児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。**◆平24厚令15第64条(第44条第２項準用)****条例第66条(第45条第２項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(34)①参照)** | 身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等） | □適□否□該当なし |
|  | (3) 指定医療型児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。②　身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。**◆平24厚令15第64条(第44条第３項準用)****条例第66条(第45条第３項準用)****規則第15条(第９条の３準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(34)②～④参照)**※令和3年4月1日に既に指定を受けている指定児童発達支援事業者については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。 | 委員会議事録身体拘束等の適正化のための指針研修を実施したことが分かる書類 | □適□否□適□否□適□否 |
| 35　虐待等の禁止 | (1) 指定医療型児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第２条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。**◆平24厚令15第64条(第45条第１項準用)****条例第66条(第46条第１項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(35)参照)** | 個別支援計画虐待防止関係書類(研修記録、虐待防止マニュアル等)ケース記録業務日誌 | □適□否 |
|  | (2) 指定医療型児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。①　当該指定医療型児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。②　当該指定医療型児童発達支援事業所において 、従業者に対し、虐待の防止ための研修を定期的に実施しているか。③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。**◆平24厚令15第64条(第45条第２項準用)****条例第66条(第46条第２項準用)****規則第15条(第９条の４準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(35)①～④参照)** | 委員会議事録従業者に周知したことが分かる書類研修を実施したことが分かる書類担当者が配置されていることが分かる書類（辞令、人事記録等） | □適□否□適□否□適□否 |
| 36　懲戒に係る権限の濫用禁止 | 　指定医療型児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定医療型児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用していないか。**◆平24厚令15第64条(第46条準用)****条例第66条(第47条準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(36)参照)**　※「懲戒に係る権限の濫用禁止について(平成10年2月18日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉・児童家庭局企画課長連名通知)参考のこと | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 37　秘密保持等 | (1) 指定医療型児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。**◆平24厚令15第64条(第47条第１項準用)****条例第66条(第48条第１項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(37)①参照)** | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書 | □適□否 |
|  | (2) 指定医療型児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。**◆平24厚令15第64条(第47条第２項準用)****条例第66条(第48条第２項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(37)②参照)**　当該指定児童発達支援事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においても、業務上知り得た秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととする。 | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等） | □適□否 |
|  | (3) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。**◆平24厚令15第64条(第47条第３項準用)****条例第66条(第48条第３項準用)****◎解釈通知第三の３(37)③参照**従業者が障害児の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するために、指定児童発達支援事業者は、あらかじめ、文書により障害児又はその家族の同意を得る必要があるが、この同意は、サービス提供開始時に支給決定保護者等から包括的な同意を得ておくことで足りる。 | 個人情報同意書 | □適□否 |
| 38　情報の提供等 | (1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。**◆平24厚令15第63条の２第１項****条例第65条の２第１項** | 情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等） | □適□否 |
|  | (2) 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。**◆平24厚令15第63条の２第２項****条例第65条の２第２項** | 事業者のＨＰ画面・パンフレット | □適□否 |
| 39　利益供与等の禁止 | (1) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定医療型児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。**◆平24厚令15第64条(第49条第１項準用)****条例第66条(第50条第１項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(38)①参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (2) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。**◆平24厚令15第64条(第49条第２項準用)****条例第66条(第50条第２項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(38)②参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| 40　苦情解決 | (1) 指定医療型児童発達支援事業者は、その提供した指定医療型児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。**◆平24厚令15第64条(第50条第１項準用)****条例第66条(第51条第１項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(39)①参照)**　「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該施設等における苦情を解決するための措置を講ずることをいう。当該措置の概要については、通所給付決定保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し、当該事業所に掲示することが望ましい。 | 苦情受付簿重要事項説明書契約書事業所の掲示物 | □適□否　□苦情受付窓口の設置　□その他　( ) |
|  | (2) 指定医療型児童発達支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。**◆平24厚令15第64条(第50条第２項準用)****条例第66条(第51条第２項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(39)②参照)**　苦情に対し指定児童発達支援事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定児童発達支援事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く)の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。　 | 苦情者への対応記録苦情対応マニュアル | □適□否□該当なし |
|  | (3) 指定医療型児童発達支援事業者は、その提供した指定医療型児童発達支援に関し、法第21条の５の22第１項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の長とする。）又は市町村長（都道府県知事等）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定医療型児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。**◆平24厚令15第64条(第50条第３項準用)****条例第66条(第51条第３項準用)** | 市町村又は都道府県からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 | □適□否□該当なし |
|  | (4) 指定医療型児童発達支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を都道府県知事等に報告しているか。**◆平24厚令15第64条(第50条第４項準用)****条例第66条(第51条第４項準用)** | 都道府県等への報告書 | □適□否□該当なし |
|  | (5) 指定医療型児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。**◆平24厚令15第64条(第50条第５項準用)****条例第66条(第51条第５項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(39)③参照)** | 運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料 | □適□否□該当なし |
| 41　地域との連携等 | (1) 指定医療型児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。**◆平24厚令15第64条(第51条第１項準用)****条例第66条(第52条第１項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(40)①参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (2) 指定医療型児童発達支援事業者（児童発達支援センターである医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めているか。**◆平24厚令15第64条(第51条第２項準用)****条例第66条(第52条第２項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(40)②参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 42　事故発生時の対応 | (1) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定医療型児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。**◆平24厚令15第64条(第52条第１項準用)****条例第66条(第53条第１項準用)****◎解釈通知第四の３(6)(第三の３(41)参照)**留意点　①指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましい。　　また、事業所に自動体外式除細動器(AED)を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。　②賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。　③事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理(ﾘｽｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ)に関する取り組み指針(平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)が示されているので参考にされたい。 | 事故対応マニュアル都道府県、市町村、家族等への報告記録 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 指定医療型児童発達支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。**◆平24厚令15第64条(第52条第２項準用)****条例第66条(第53条第２項準用)** | 事故の対応記録ヒヤリハットの記録 | □適□否□該当なし |
|  | (3) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定医療型児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。**◆平24厚令15第64条(第52条第３項準用)****条例第66条(第53条第３項準用)** | 再発防止の検討記録損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等） | □適□否□該当なし |
| 43　記録の整備 | (1) 指定医療型児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。**◆平24厚令15第64条(第54条第１項準用)****条例第66条(第55条第１項準用)****◎解釈通知第三の３(43)参照** | 職員名簿設備・備品台帳帳簿等の会計書類 | □適□否 |
|  | (2) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定医療型児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定医療型児童発達支援を提供した日から５年間保存しているか。一　11(1)に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録二　児童発達支援計画三　25に規定する市町村への通知に係る記録四　34(2)に規定する身体拘束等の記録五　40(2)に規定する苦情の内容等の記録六　42(2)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録**◆平24厚令15第64条(第54条第２項準用)****条例第66条(第55条第２項準用)　規則第15条(第10条準用)****◎解釈通知第三の３(43)①②参照** | 左記一から六までの書類 | □適□否 |
| 44 電磁的記録等 | (1) 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（3の(1)の受給者証記載事項又は７の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。**◆平24厚令15第83条第１項****条例第85条第１項****◎解釈通知第九の２(1)①～④** | 電磁的記録簿冊 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法を いう。）によることができているか。**◆平24厚令15第83条第２項****条例第85条第２項****◎解釈通知第九の２(2)①～④** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 第５　多機能型事業所に関する特例 | **◆法第21条の５の19****◎解釈通知第八** |  |  |
| １　従業者の員数に関する特例 | (1) 指定医療型児童発達支援事業者が当該事業を行う多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。以下(3)まで同じ。）。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。一　医療法に規定する診療所として必要とされる従業者　同法に規定する診療所として必要とされる数二　児童指導員　１以上三　保育士　１以上四　看護職員　１以上五　理学療法士又は作業療法士　１以上六　児童発達支援管理責任者　１以上**◆平24厚令15第80条第１項(第56条第1項適用)****条例第82条（第58条第１項適用）****規則第21条（第12条第１項適用）****◎解釈通知第八の１(1)**　多機能型事業所に配置される従業者については、当該多機能型事業所(指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る)の職務に専従するものとし、各指定障害児通所支援事業所に配置とされる従業者間での兼務が可能 | 勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）以下(10)まで同じ | □適□否定員　　　　名診療所としての従業者　　　　　名児童指導員　　名(うち常勤　　名)保育士　　　　名(うち常勤　　名)看護職員　　　名(うち常勤　　名)理学療法士　　名(うち常勤　　名)作業療法士　　名(うち常勤　　名)児童発達支援管理責任者　　　　名(うち専任・常勤　　名)障害福祉サービス経験者　　　　名 |
|  | (2) (1)の各号に掲げる従業者のほか、多機能事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員が置かれているか。**◆平24厚令15第80条第１項(第56条第2項適用)****条例第82条（第58条第２項適用）** | (1)に同じ | □適□否⇒機能訓練担当職員　　　　　名　□該当なし |
|  | (3) (1)及び(2)に規定する従業者は、専ら当該多機能型事業所の職務に従事する者となっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）**◆平24厚令15第80条第１項(第56条第3項適用)****規則第21条（第12条第２項）** | (1)に同じ | □適□否□該当なし |
| ２　設備に関する特例 | 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。**◆平24厚令15第81条****条例第83条****◎解釈通知第八の２**　多機能型事業所の設備については、当該指定通所支援ごとに必要とされる相談室、洗面所、便所及び多目的室等を兼用することができる。しかし、多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など、サービス提供に支障があると認められる場合については、この限りでない。 | 平面図設備・備品等一覧表【目視】 | □適□否□該当なし |
| ３　利用定員に関する特例 | (1) 多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第４の１の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。**◆平24厚令15第82条第１項****条例第84条第１項****◎解釈通知第八の３(1)** | 運営規程利用者数が分かる書類（利用者名簿等）以下(5)まで同じ | 利用定員合計　　　　　　　名サービス種別( 　　 )( 　　 ) ( 　　 ) |
|  | (2) 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第４の１の規定にかかわらず、指定医療型児童発達支援の利用定員を５人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて５人以上）とすることができる。**◆平24厚令15第82条第２項****条例第84条第２項****◎解釈通知第八の３(2)**  | (1)に同じ | 利用定員合計　　　　　　　名サービス種別ごとの利用定員サービス種別( 　　 ) 　　　　　　　名( 　　 ) 　　　　　　　名( 　　 )　　　　　　　名 |
|  | (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第４の１の規定にかかわらず、その利用定員を５人以上とすることができる。**◆平24厚令15第82条第３項****条例第84条第３項** | (1)に同じ | 利用定員　　　名 |
|  | (4) (2)の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第４の１の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて５人以上とすることができる。**◆平24厚令15第82条第４項****条例第84条第４項** | (1)に同じ | 利用定員　　　名 |
|  | (5) 離島その他の地域であって平成24年厚生労働省告示第232号「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、(2)中「20人」とあるのは、「10人」とする。**◆平24厚令15第82条第５項　平24厚告232****条例第84条第５項****◎解釈通知第八の３(3)**　 | (1)に同じ | 利用定員　　　名 |
| ４　電磁的記録等 | (1) 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。**◆平24厚令15第83条第１項****条例第85条第１項****◎解釈通知第九の２(1)①～④**　 | 電磁的記録簿冊 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。**◆平24厚令15第83条第２項****条例第85条第２項****◎解釈通知第九の２(2)①～④**　 | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 第６　変更の届出等 | (1) 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定に係る医療型児童発達支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定医療型児童発達支援の事業を再開したときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。**◆法第21条の５の20第３項****施行規則第18条の35第１項～第３項** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。**◆法第21条の５の20第４項****施行規則第18条の35第４項** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 第７　障害児通所給付費の算定及び取扱い | **◆法第21条の５の３第２項** |  |  |
| １　基本事項 | (1) 医療型児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費単位数表」第２により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額を算定しているか。**◆平24厚告122の一** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否 |
|  | (2) (1)の規定により、医療型児童発達支援に要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。**◆平24厚告122の二** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否 |
| ２　医療型児童発達支援給付費 | (1) 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じてそれぞれ所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。**◆平24厚告122別表第２の１の注１****◎留意通知第二の２(2)** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （減算が行われる場合） | (1) 医療型児童発達支援給付費の算定に当たって、 指定医療型児童発達支援事業所において、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 |  |  |
|  | 【定員超過減算】①　障害児の数が平成24年厚生労働省告示第271号「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の二のイの表の上欄に定める基準に該当する場合　同表下欄に定める割合 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
|  | 【通所支援計画等未作成減算】②　指定医療型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準27条の規定に従い、医療型児童発達支援計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合(一)医療型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合　100分の70(二)医療型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合　100分の50 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
|  | **◆平24厚告122別表第２の１の注２****平24厚告271の二のイ****◎留意通知第二の１(5)、第二の１(7)****◎京都府知事は、次の減算対象に該当する場合指導を行い、指導に従わない場合は、特別な事情がある場合を除き、指定の取消を検討する。****①定員超過減算：**定員超過を解消するよう指導し、指導に従わず超過が継続する場合**②通所支援計画等未作成減算：**当該規定を遵守するよう指導し、指導に従わない場合 |  |  |
| （開所時間減算） | (3) 運営規程に定める営業時間が、平成24年厚生労働省告示第271号「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数の乗じる割合」の二のロの表の上欄に定める基準に該当する場合には、所定単位数に同表下欄に定める割合を乗じて得た額を算定しているか。**◆平24厚告122別表第２の１の注３****平24厚告271の二のロ** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （身体拘束廃止未実施減算） | (5) 指定医療型児童発達支援の提供に当たって、平成24年厚生労働省令第15号（以下「指定通所基準」という。）第64条において準用する指定通所基準第44条第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算しているか。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定通所基準第44条第３項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算していないか。**◆平24厚告122別表第２の１の注４****◎留意通知第二の１(9)**次に掲げる事項のいずれかに該当する事実が生じた場合、速やかに改善計画を京都府知事に提出後、事実が発生した月から３月後に改善計画に基づく改善状況に基づく改善状況を同知事に報告し、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について減算する。なお、**京都府知事は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導し、指導に従わない場合は特別な事情がある場合を除き、指定の取消を検討する。**①身体拘束等に係る記録が行われていない場合②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない(年１回以上開催していない)場合　　※当該委員会については、事業所単位でなく法人単位での設置・開催や虐待防止委員会と一体的に設置・運営してよい。③身体拘束等の適正化のための指針未整備の場合④身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない（年１回以上実施していない）場合※令和５年３月31日までの間は、上記②から④のいずれかに該当する場合であっても減算しない。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
|  | **複数の減算事由に該当する場合**それぞれの減算割合を乗ずることになるが、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する減算の単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由にのみ着目して減算を行う。**京都府知事は、複数の減算事由に該当する場合には、重点的な指導を行うとともに指導に従わない場合には指定の取消を検討** |  |  |
| ３ 家庭連携加算 | 指定通所基準第56条の規定により指定医療型児童発達支援事業所に置くべき従業者又は指定医療機関の職員（医療型児童発達支援事業所等従業者）が医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して当該障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、１月につき２回を限度として、その内容の指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第２の２の注****◎留意通知第二の２(2)①（２の(1)⑤準用）**　１回の訪問に要した時間に応じ、算定する。　なお、保育所等の当該障害児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的であると認められる場合は、当該保育所等及び通所給付決定保護者の同意を得た上で、当該保育所等を訪問し、相談援助等の支援を行った場合は、この加算を算定して差し支えない。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| ３－２ 事業所内 相談支援加算  | **◆平24厚告122別表第２の２の２の注** |  |  |
| （事業所内相談支 援加算（Ⅰ）） | 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関等において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対して当該障害児の療育に係る相談援助を行った場合に、１月につき１回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、同一日に３の家庭連携加算又は(2)の事業所内相談支援加算（Ⅱ）を算定している場合に算定していないか。**◎留意通知第二の２(2)②（児童発達支援給付費２(1)⑥準用）**　相談援助時間が30分未満の場合又は同一日に相談援助を行い、家庭連携加算若しくは事業所内相談支援加算(Ⅱ)を算定している場合は、加算不可　相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行う。　相談援助の内容により、通所給付決定保護者のみに相談援助を行った場合であっても算定できる。なお、児童発達支援を行った日と異なる日に相談援助を実施した場合も算定できるが、当該障害児に児童発達支援を提供していない月においては算定できない。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （事業所内相談支 援加算（Ⅱ）） | 指定医療型児童発達支援事業所等において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する当該障害児の療育に係る相談援助を当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合に、１月につき１回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、同一日に３の家庭連携加算を算定している場合に算定していないか 。**◎留意通知第二の２(2)③（２(1)⑥の２準用）**　相談援助時間が30分未満の場合又は同一日に相談援助を行い、家庭連携加算若しくは事業所内相談支援加算(Ⅰ)を算定している場合は加算不可　相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行う。　相談援助の内容により、通所給付決定保護者のみに相談援助を行った場合であっても算定できる。なお、児童発達支援を行った日と異なる日に相談援助を実施した場合も算定できるが、当該障害児に児童発達支援を提供していない月においては算定できない。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| ４ 食事提供加算（食事提供加算(Ⅰ)） | (1) 中間所得者の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、１日につき所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の３の注１****◎留意通知第二の２(2)④（２(1)⑦準用）**児童発達支援センター内の調理室を使用して、原則として当該施設が自ら調理し提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を第三者に委託することは可能。ただし、施設内の調理室で調理させる場合に限るものであり、施設外で調理し搬入する方法又は出前や市販の弁当を購入して提供する方法は不可 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （食事提供加算(Ⅱ)） | (2) 低所得者等の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、１日につき所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第２の３の注２****◎留意通知第二の２(2)④（２(1)⑦準用）** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| ５ 利用者負担上 限額管理加算 | 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第２の４の注****◎留意通知第二の２(2)⑤（２(1)⑧準用）**　「通所使用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、通所利用者負担額合計額の管理を行う指定障害児通所支援事業所等以外の障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該通所給付決定保護者(18歳以上の利用者の場合は本人)の負担額合計額の管理を行った場合をいう。なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| ６ 福祉専門職員 配置等加算（福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)） | (1) 指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士であるものを除く。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第２の５の注１****◎留意通知第二の２(2)⑥（２(1)⑨準用）**　「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。((2)及び(3)において同じ) | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)） | (2) 指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合に算定していないか。**◆平24厚告122別表第２の５の注２****◎留意通知第二の２(2)⑥（２(1)⑨準用）** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)） | (3) 次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において(1)の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は(2)の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合に算定していないか。① 指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する保育士又は指導員である者に限る。児童指導員等）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、３年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。**◆平24厚告122別表第２の５の注３****◎留意通知第二の２(2)⑥（２(1)⑨準用）**　「３年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とする。　勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害児通所支援事業、障害児入所施設、障害福祉サービス事業及び精神障害者施設、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。　また、非常勤で勤務していた期間も含める。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| ７ 欠席時対応加 算 | 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において指定医療型児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を算定しているか。ただし、指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合又は指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合の指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において１月につき当該指定医療型児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が 100分の80に満たない場合は、１月につき８回を限度として、所定単位数を算定しているか。**◆平24厚告122別表第１の７の注****◎留意通知第二の７(2)⑦（２(1)⑪準用）**　(一)急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合、算定可能　(二)「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。　(三)重症心身障害児に対し児童発達支援を行う場合の給付費を算定している事業所において、１月につき指定児童発達支援等を利用した障害児の延べ人数が利用定員に営業日数を乗じた数の80%未満の場合、重症心身障害児に限り８回を限度として算定可能 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| ８ 特別支援加算 | 平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の六に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の四に適合する指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、１日につき所定単位を加算しているか。**◆平24厚告122別表第２の７の注****平24厚告269の六****厚**生労働大臣が定める施設基準次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。イ　言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置していること。ロ　心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。ハ　心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。**平24厚告270の四**厚生労働大臣が定める児童等次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。イ　特別支援加算の対象となる障害児(加算対象児)に係る医療型児童発達支援計画を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作に係る訓練、言語訓練又は心理指導のための計画(特別支援計画)を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。ロ　特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行うこと。ハ　特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。ニ　加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。**◎留意通知第二の２(2)⑧**(一)言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して、計画的に行った訓練又は心理指導（(二)において「特別支援」という。）について算定すること。(二)特別支援を行うに当たっては、医療型児童発達支援計画を踏まえ、障害児ごとに自立生活動作等に係る訓練又は心理指導のための計画（特別支援計画）を作成し、当該特別支援計画に基づくこと。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| ８－２ 送迎加算 | 平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の六の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第２の７の２の注****平24厚告269の六の二****◎留意通知第二の２(2)⑧の２**　(一)重症心身障害児の送迎については、通所報酬告示第２の１のロにより評価しているところであるから、本加算においては送迎にあたり、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき職員又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を１人以上配置している場合に算定を行うものである。なお、医療的ケアが必要な受賞心身障害児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等を行うことができる職員を配置するよう努めること。　(二)送迎については、指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で指定医療型児童発達支援医療機関の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要がある。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| ８－３　保育職員加配加算 | (1) 保育機能の充実を図るため、医療型児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を１人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第２の７の３の注１****◎留意通知第二の２(2)⑧の３** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 医療型児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を２以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、22単位を加算しているか。**◆平24厚告122別表第２の７の３の注２****◎留意通知第二の２(2)⑧の３** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| ９　個別サポート加算（個別サポート加算(Ⅰ)） | (1) 平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の四の二に適合する心身の状態にある児童に対し、指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第２の８の注１****◎留意通知第二の２(2)⑧の４(２の(1)⑫の２準用)** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （個別サポート加算(Ⅱ)） | (3) 要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定医療型児童発達支援を行う必要があるものに対し、指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第２の８の注２****◎留意通知第二の２(2)⑧の５(２の(1)⑫の３準用)** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| 10 延長支援加算 | 平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の七に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、障害児に対して、医療型児童発達支援計画に基づき指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位を加算しているか。**◆平24厚告122別表第２の９の注****平24厚告269の七****◎留意通知第二の２(2)⑨(２(1)⑮準用)**　運営規程に定める営業時間が８時間以上であり、営業時間の前後の時間に指定児童発達支援等を行った場合に、障害児の障害種別及び１日の延長支援に要した時間に応じ算定するものであるが、次のとおり取り扱うこと。　ア　この「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれない。　イ　個々の障害児の実利用時間は問わない。例えば、サービス提供時間は８時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となる。　ウ　延長時間帯に、指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る)が１名以上配置していること。　エ　保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要やむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| 10－2 関係機関連携加算（関係機関連携加算（Ⅰ）） | (1) 障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る医療型児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所 その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第２の９の２の注****◎留意通知第二の２の(2)⑨の２(２(1)⑮の２(一)準用)** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （関係機関連携加算（Ⅱ）） | (2) 障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（小学校等）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、１回を限度として、所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第２の９の２の注２****◎留意通知第二の２の(2)⑨の２(２(1)⑮の２(二)準用)** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| 10－3 保育・教育 等移行支援加算 | 障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定医療型児童発達支援事業所を退所して保育所等に通うこととなった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算していないか。**◆平24厚告122別表第２の９の３の注****◎留意通知第二の２の(2)⑨の３(２(1)⑮の３準用)**(一)本加算は、訪問日に算定するものである。(二)次に該当する場合は算定できない。　ア退所して病院又は診療所へ入院する場合　イ退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合　ウ学校教育法第１条に規定する学校(幼稚園を除く)へ入学する場合　エ死亡退所の場合(三)本加算の対象となる移行支援及び相談援助を行った場合は、移行支援及び相談援助を行った日及びその内容の要点に関する記録を行うこと。(四)移行支援の内容は、留意通知を確認のこと | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| 11 福祉・介護職員 処遇改善加算 | 平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の五に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12において同じ。）が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　 本点検表P.40の２からP.52の10－３までにより算定した単位数の1000 分の126に相当する単位数ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 本点検表P.40の２から10－３までにより算定した単位数の1000 分の92に相当する単位数ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 本点検表P.40の２から10－３までにより算定した単位数の1000 分の51に相当する単位数**◆平24厚告122別表第２の10の注****平24厚告270の五(二準用)****◎留意通知第二の２(2)⑩(２(1)⑯準用)**　福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和４年７月22日付け障障発0722第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照のこと。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| 12 福祉・介護職員 等特定処遇改善 加算 | 平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の六に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援等を行った場合には当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。イ 福祉・介護職員特定処遇改善特別加算（Ⅰ） 本点検表P.40の２から10－３までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数ロ 福祉・介護職員特定処遇改善特別加算（Ⅱ） 本点検表P.40の２から10－３までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数**◆平24厚告122別表第２の11の注****平24厚告270の六(三準用)****◎留意通知第二の２の(2)⑩(２(1)⑯準用)**　福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和４年７月22日付け障障発0722第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照のこと。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| 13 福祉・介護職員 等ベースアップ等支援加算 | 平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の六の２に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援等を行った場合、本点検表P.40の2から10－３までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。**◆平24厚告122別表第２の12の注****平24厚告270の六の２(三の２準用)****◎留意通知第二の２の(2)⑩(２(1)⑯準用)**　福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和４年７月22日付け障障発0722第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照のこと。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |